

こども誰でも 通園制度

こども誰でも通園制度とは？

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため創設された新たな通園制度です。
令和8年4月1日より全自治体で実施します。

対象者

・保育所等に通っていない0歳6ヶ月～満3歳未満の乳幼児

利用方法

・月10時間の枠内で時間単位で柔軟に利用可能

実施施設

・中之条町立伊勢町保育所

利用時間

・9時30分から14時30分まで

利用料金

・1時間あたり300円



こども誰でも通園制度を利用すると……

こどもにとって

- ・家庭とは異なる経験や、地域に初めて出て行って家族以外の人と関わる機会が得られます。
- ・こどもに対する関わりや遊びなどについて専門的な理解を持つ人がいる場での経験を通じて、ものや人への興味や関心が広がり、成長していくことができます。
- ・年齢の近いこどもとの関わりにより、社会情緒的な発達を支えるなど成長発達に資する豊かな経験をもちます。

保護者にとって

- ・地域の様々な社会的資源（子育て支援等）につながる契機となり、これにより様々な情報や人とのつながりが広がり、保護者が子育てにおいてこうした社会的資源を活用しやすくなります。
- ・専門的な知識や技術を持つ人と関わることにより、ほっとできたり、孤立感、不安感等の解消につながったりするとともに、月に一定時間でも、こどもと離れ時間を過ごすことで、育児に関する負担感の軽減につながります。

制度の詳細については、「こども誰でも通園制度の実施に関する手引」をご確認ください。

→ [こども誰でも通園制度について | こども家庭庁](#)

<https://www.cfa.go.jp/policies/hoiku/daredemo-tsuen>

利用方法

1. 利用認定申請

- ・ 利用にあたり、お住まいの自治体の利用認定が必要です。認定は、下記要件を満たしていることが条件です。
利用希望者が、**保育所等に通っていない生後6か月から満3歳未満の乳児等であること。**
(※保育所等とは、認可保育所・認定こども園・幼稚園・企業主導型保育施設のことを指します。)
 - ・ 町内の方は、中之条町乳児等支援給付認定申請書（様式第1号）をご記入の上、こども未来課（ツインプラザ）へ提出してください。
- ※認定証発行までには10日ほどかかります。利用まで余裕をもって申請してください。

2. マイページの情報登録

- ・ 審査の結果、利用認定となると、「こども誰でも通園制度総合支援システム（つうえんポータル）」から、電子メールで利用者アカウントが送信されますので、案内に従いマイページへログインします。
- ・ マイページから、詳細なこどもの情報を入力します（アレルギー、発達状況など）。

3. 面談・利用予約

- ・ マイページ内の「施設をさがす」から利用したい施設を検索し、面談予約を行います。
こどもの発達やアレルギー情報などを把握し、安全な支援を行うために事前面談を行います。
また、利用に当たってのルールや持ち物、利用料金等は、面談時に確認してください。
- ・ 面談実施後、利用したい施設のページから利用希望日時を選択します（仮予約）。
- ・ 施設が利用日を承認すると予約が確定し、システムから予約確定メールが届きます。
- ・ 利用日前日にリマインドメールが届きます。

4. 当日の利用

- ・ 施設が指示する持ち物等を用意し、予約した日時に、余裕をもって、登所してください。
- ・ 登所および降所時に施設が掲示する二次元コードをスマートフォンで読み込み、登所および降所を登録してください。
- ・ 利用後は、施設に利用料金を支払います。支払い方法等は利用施設に確認してください。

※その他、利用に関する注意点

- ・ 月10時間が利用上限となり、翌月に繰り越すはできません。
- ・ 利用予約の申請を行った時点（仮予約）で利用可能枠の消費が確定されます。
予約していた時間よりも短い利用であった場合、利用料金は実際の利用時間に基づいて計算されますが、利用可能枠は予約時間に基づいて消費します。
※実際の利用時間が1時間未満の場合は1時間切り上げ、1時間を超える利用分は30分単位で切り上げて計算します。
- ・ 利用のキャンセルや、利用時間の変更がある場合は、必ず事前に施設へ連絡してください。
- ・ 利用者都合による当日のキャンセルは、利用可能枠が消費されますのでご注意ください。

問い合わせ：

中之条町教育委員会こども未来課学校教育係

TEL:0279-75-8850